

上尾市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 2 9 号

上尾市水道事業給水条例の一部を改正する条例

上尾市水道事業給水条例（昭和 3 8 年上尾市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合においては、市長が市以外の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は市以外の水道事業者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置の工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。